

令和6年度 廃車両・廃材等（舞洲工場）売却 仕様書

大阪広域環境施設組合

1. 売却物品

品名	数量	物件所在地
廃車両	一式	大阪市此花区北港白津1-2-48 大阪広域環境施設組合 施設部 舞洲工場
廃材		

廃車両の概要は以下のとおり

品名	現状及び型式等
廃車両①	<p>現状：自走不可（一時抹消登録済）</p> <p>製造会社：マツダ 車体番号：WHF5D300080</p> <p>本体型式：KK-WHF-5D ダンプ車 原動機型式：</p> <p>リサイクル券番号：1000-4314-9554</p> <p>保存書類：登録識別情報等通知書</p>
廃車両②	<p>現状：自走不可（一時抹消登録済）</p> <p>製造会社：スバル 車体番号：TT1-008940</p> <p>本体型式：GD-TT1 ダンプ車 原動機型式：EN07</p> <p>リサイクル券番号：0800-5472-1157</p> <p>保存書類：自動車検査証返納証明書</p>
廃車両③	<p>現状：自走不可 運転席無（自動車検査証返納届済）</p> <p>製造会社：スバル 車体番号：KS3-131225</p> <p>本体型式：V-KS3 ダンプ車 原動機型式：EN07</p> <p>※自動車リサイクル法適用以前の車体</p> <p>保存書類：無</p>
廃車両④	<p>現状：自走不可</p> <p>製造会社：スバル 車体番号：KS3-102913</p> <p>本体型式：V-KS3 原動機型式：EN07</p> <p>※自動車リサイクル法適用以前の車体</p> <p>保存書類：無</p>

2. 注意事項

- (1) 入札参加を希望する者は必ず現場で現物を熟覧のうえ、申込金額を見積もること。
(金属以外も含む)
- (2) 本売却に関しては、大阪広域環境施設組合契約規則その他関係法令を守り、本仕様書記載事項を確認のうえ申込書を提出すること。
- (3) 本契約は、一式の見積に基づく定額契約とし、契約後においては事情の如何を問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。なお、引取り及び廃車両解体等に係る一切の諸経費は落札者の負担とする。
- (4) 引取期限は、令和7年2月2日(日)までとし、期限内に必ず引取りを完了すること。
なお、期限までに引取りを完了しない時は、大阪広域環境施設組合契約規則第53条を適用し延滞違約金を徴収する。
- (5) 引取りに際しては、物品引取時間等について事前に当組合担当者と詳細な打ち合わせをおこない、その指示に従うこと。 **注) 引取り日は日曜日のみとする**
- (6) 廃車両(①、②)について
 - ・再使用する際は、名義変更を行うこと。
 - ・解体する際は、当組合が定める「車両解体報告書(別紙1)」を提出すること。
- (7) 廃車両(③、④)について
 - ・解体後、当組合が定める「車両解体報告書(別紙1)」を提出すること。
- (9) 本売却契約後の物品の保管については、買受人の責任とし、その物品については災害、盗難などによる事故が発生しても、本組合はその責任を一切負わないものとする。
- (10) 本売却契約後、物品保管場所及び搬送中に発生した人身事故等については、買受人の責任とする。
- (11) 現地で解体する場合は、当組合担当者の承認を受けること。
- (12) 売却物品を不法投棄又は不法焼却しないこと。
- (13) 本仕様書に記載のない事項については、本組合の解釈による。

車両解体報告書

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合管理者 様

所在地

買受者 社 名
代表者名

印

貴組合から買い受けた廃車両について、解体処分したので、次のとおり報告します。

記

○ 車両について

車 体 番 号 : _____

車 名 : _____

リサイクル券番号 : _____

○ 解体について

解体者 氏名・名称 : _____

登録番号 : _____

所在地(TEL) : _____

車両解体完了日 : 令和 年 月 日

車両解体報告日 : 令和 年 月 日 (※)

※ 自動車リサイクルシステムで解体報告した日付を記入してください。

留意事項

本書には、解体後速やかに解体届出を行い、「検査登録事項証明書」を添付し、提出期限までに大阪広域環境施設組合へ提出してください。特殊車（ホイロローダー）については「使用済自動車引取証明書」を添付し提出すること。